

令和 8 年度

菊川市立小笠南小学校 いじめ防止基本方針

1 いじめの防止等に関する基本的な考え方

(1) いじめの定義

いじめ防止対策推進法の施行に伴い、以下のとおり定義する。「いじめとは、児童に対して、当該児童が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネット・SNS を通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童が心身の苦痛を感じているもの」とする。なお、起こった場所は学校の内外を問わない。

(2) いじめに対する基本姿勢

「いじめは、人間として絶対に許されない」という強い認識をもつこと
「いじめは、どの学校でも、どの子にも起こりうる」という危機意識をもつこと

「いじめられている子どもを最後まで守り抜く」という信念をもつこと
本校においては、この3つの考え方を基本に、家族・地域等と連携を図り、事項の課題を見出し、生徒の実態に応じた取組を推進する。また、市教委や関係機関等と連携し、「いじめの防止」「いじめの早期発見」「いじめに対する措置」を適切に行う。また、いじめが犯罪行為に相当し得ると認められる場合には、警察への相談・通報を行う。

(3) 学校におけるいじめの実態

本校児童は、明るく元気で素直である。興味や関心のあることに一生懸命取り組むことができる。また、下級生の世話をしたり、一緒に遊んだりすることができる。さらに、黙々と掃除をしたり、すてきなあいさつをしたりすることもできる。

その一方で、些細なことでけんかをしたり、自分の気持ちを上手く伝えられないで乱暴な言動をしたりする児童がいる。その際は教職員が該当児童に対し、冷静に自分を振り返らせたり、児童の気持ちに寄り添ったりしている。児童が適切に自己表現できる力をつけられるよう指導するとともに、一人一人の自己肯定感や自尊感情を高めていくことで、自分が大切なように他の人も自分を大切だと思っていることを指導している。

(4) めざす子どもの姿

「自信をもち 自分の力を発揮する子」を岳洋学舎共通の学校教育目標（めざす子どもの姿）として掲げている。本校の児童のよさを生かし、挑戦していこうとする子どもたちを支え・導く教職員の姿でありたい。

自己決定力、レジリエンス、人間関係形成能力を柱に、これらの資質・能力を育んでいく。豊かな関わりの中で、対話を手段として、主体性と共に、他者を思いやる心や自らを大切に思う気持ちを育む。これにより、いじめの根絶をめざしている。

2 学校におけるいじめの防止等の対策のための組織

(1) 組織体制

生徒指導（いじめ、不登校、問題行動）対策委員会の設置

(2) 主な構成員及び役割

【主な構成員】

校長、教頭、教務主任、生徒指導主任、養護教諭、該当担任

※ 必要に応じて、スクールカウンセラー、
スクールソーシャルワーカー等専門家を加える。

【主な役割】

基本方針の策定、児童理解、グッジョブカード、生徒指導が機能する授業の在り方の検討、ふり返し（いじめ）アンケートの分析、いじめに関する情報の引き継ぎなど

【構成員の役割】

校長…生徒指導対策委員会の招集、会議における最終決定

教頭…校長の補佐

教務主任…生徒指導対策委員会の日程調整

生徒指導主任…生徒指導対策委員会の進行

養護教諭…該当児童の出席状況、健康上の実態把握

当該担任…該当児童の問題行動の実態把握、保護者との連絡

スクールカウンセラー…教育相談等からの情報収集

スクールソーシャルワーカー…児童を取り巻く環境や状況に応じて、保健・医療・福祉等の関係機関との連携・調整

3 いじめ未然防止のための実施計画

(1) ふり返り（いじめ）アンケートの実施（年5回実施）

児童全員にアンケートをとることで、児童の気持ちを理解するとともに、相互の関係をつかみ、指導や支援に生かす。必要に応じて生徒指導対策委員会で事後の指導を検討する。

(2) 子どもの声調査の実施（年3回実施）

新たな不登校児童を出さないことを目的に、年間を通して取組の点検、見直しを行う。

(3) 生徒指導全体研修会の実施

研修会を計画的に実施し、児童の実態をつかむとともに、各学級でのいじめの防止や対応指導に役立てる。必要に応じて、生徒指導対策委員会を開き、対応等への話し合いをもって指導に生かす。

(4) 静岡県版SELの実施

年間4時間の学級活動の時間を「静岡県版SEL」の時間とし、友達とのより良い関係を築けるように、話の聞き方、自己表現の仕方、気持ちへの対応等について学び、他に思いやりをもった行動がとれる素地を養う。

(5) 褒め言葉シャワー、グッジョブカードの実施

児童の「自尊感情・自己肯定感」を高めるために、職員が児童のよいところを見つけ、賞揚する活動（グッジョブカード）を行い、学校生活の充実を図る。また、児童同士の「グッジョブカード」交換の場を帰りの会などに設け、互いを認め合っていく。

(6) 特別の教科「道徳」を要とした教育活動

道徳の授業を中心にして、児童一人一人が相手を思いやる心を養うと共に、授業や行事、特別活動等あらゆる教育活動において、児童自らがいじめ問題について考え、議論する活動や相手の立場を考えた行動がとれるように配慮する。

(7) ネットいじめ防止策と情報モラル指導の実施

児童によるネットいじめを未然に防ぐために、菊川市情報教育モデルカリキュラムを活用し、定期的に学級担任が中心となり、情報モラル指導を

実施する。また、保護者と緊密に連携・協力し、学校と家庭の双方で情報モラル指導を行う。

【年間計画】

月	日	内 容
4	13・15	学びと心・体の話（ぐんぐんタイム）
7	15	子どもの声調査①
12	8	子どもの声調査②
3	10	子どもの声調査③

ふり返し（いじめ）アンケートは、年間5回実施する。

4 早期発見に向けて 地域・保護者との連携に関すること

いじめは、大人の目の届きにくいところで発生することが多い。そこで、学校・家庭・地域と連携することでいじめの早期発見に努めることとする。

- (1) 児童の声に耳を傾ける。（ふり返しアンケート、子どもの声調査、SCとの面談）
- (2) 児童の表情や行動に気を配る。（朝の健康観察 休み時間の過ごし方）
- (3) 保護者との情報を共有する。（家庭訪問 連絡帳の活用 学級懇談会）
- (4) 地域への情報発信をする。（学校だよりの配布 ホームページ 等）
- (5) 地域の人たちとの交流をする。（放課後児童クラブ 南の風教室 等）
- (6) スクールカウンセラーと児童、スクールカウンセラーと教職員のパイプを太くする。

5 いじめを受けていると思われる情報を得た場合

(1) いじめ情報キャッチ

児童、保護者、職員、地域からの情報を得たら、直ちに関係職員に連絡し、詳しい内容について、本人及び関係する児童、保護者等に話を聞き、速やかに事実確認をする。その際、被害児童への配慮を十分に行う。

(2) いじめ問題記録の共有化

事実確認されたことは生徒指導対策委員会で話し合うとともに、指導に生かせるよう、共通化した記録（生徒指導対応記録）を作成する。内容は以下の項目とする。

- ア 日時、対応者、件名
- イ 事案の内容

- ・被害者氏名（学年、組、性別 等）
- いじめの状況（いじめの事実の有無、いじめの態様、加害児童・周囲の子どもたち・保護者の状況、いじめの発端、いじめ発覚のきっかけ等）
- ・報告状況（いつ、誰が、誰に、どのような内容で報告したか 等）

ウ 対応

- ・対応及び対策内容（被害児童への対応内容、加害児童への対応内容、保護者への対応内容 等）
- ＊中学校への引き継ぎとして、中学校の学級編成に関わる重要事項（いじめ、クラスを離すレベルの児童間トラブルや保護者間トラブル、不登校）は、必ず記録に残す。

(3) 教育委員会への報告

児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認める場合は、速やかに報告する。

(4) 生徒指導対策委員会の開催

いじめに対して、関係職員を速やかに招集し、支援・指導及び対応について、協議検討し、全職員の共通理解のもと、速やかに実行に移す。

(5) 継続的な支援・指導及び助言

一時的な対応に終わらないよう、必要に応じて、継続的な指導を行う。

- ア いじめを受けた児童またはその保護者に対する支援
- イ いじめを行った児童等に対する指導またはその保護者に対する助言
- ウ 保護者と情報を共有し、保護者の理解・協力を得る。
- エ 学校内での様子について実態の経過観察を注意深く行う。
- オ 教育を受ける権利を保障するよう学習指導に配慮する。
- カ いじめが解消したあとも引き続き注意深く見守り、児童の心のケアに努める。

(6) いじめが解消している状態の把握

- ア いじめに係る行為が止まっている。
 - ・3か月を目安とする。
- イ 該当児童が心身の苦痛を生じていない。
 - ・被害児童及び保護者と面談を実施する。

6 重大事態について

(1) 重大事態とは

- ア いじめにより児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。(いじめ防止対策推進法第 28 条第 1 号)
- イ いじめにより、相当の期間（年間 30 日を目安とする）学校を欠席しているとき、あるいは、児童生徒が一定期間、連続して欠席している疑いがあると認めるとき（いじめ防止対策推進法第 28 条第 2 号）
- ウ 児童や保護者からいじめにより重大事態に至ったと申し立てがあったもの。「いじめ防止等のための基本的な方針」（平成 25 年 10 月 11 日文部科学大臣決定）
 - * 被害者児童や保護者から「いじめによる重大な被害が生じた」と申し立てがあったとき、その時点で学校が「いじめの事案ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告調査等に当たる。調査をしないままいじめの重大事態ではないとは断言しない。
 - * 個別の重大事態の調査に係る記録は、少なくとも 5 年間保存することが望ましい。

(2) 重大事態への対処

- ア 調査委員会の設置（市教委との連携による）
- イ 事実関係の把握
- ウ いじめを受けた児童等及びその保護者に対し、必要な情報提供
- エ 支援指導の継続
- オ いじめの未然防止に向けた取組の見直し

7 相談窓口

(1) 校内相談窓口 小笠南小学校 0537 - 73 - 2220

- ア 担任教諭
- イ 生徒指導主任・養護教諭
- ウ スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー

(2) 菊川市内相談窓口

菊川市教育相談室（中央公民館内）

電話番号 0537 - 73 - 1113(学校教育課)

不登校や友人関係、学校生活に関する相談を受け付けている。

- (3) 静岡県・国の相談窓口(24 時間対応・匿名対応を含む外部機関)
夜間・休日や、学校や自治体には直接言いつらい場合に備えて、外部の専門ラインを記載する。
- ア 24 時間子供 SOS ダイアル（文部科学省・全国共通）
電話番号：0120-0-78310（なやみ言おう）
夜間・休日を含め 24 時間いつでも相談可能。
- イ 教育相談ハロー電話「ともしび」（静岡県総合教育センター）
電話番号：0537-24-8686
静岡県内の児童・生徒・保護者向けの教育相談窓口。

作成 令和 8 年 8 月 20 日

いじめ対応フロー図

菊川市立小笠南小学校

